

<Q&A>

Q. 受給者証を持っていないけれど申し込みできますか？

A. できます。事前訪問の時点では、受給者証がなくても大丈夫です。訪問支援を利用することが決定してから受給者証申請の手続きをお願いします。

Q. いつでも申し込みできますか？

A. 申し込みは随時受け付けています。年度の途中からでも大丈夫です。

Q. 担当の支援員はどうやって決まりますか？

A. 年度ごとに所属先や地区によって決まります。

Q. 報告の面談に行けなくても大丈夫ですか？

A. 原則、直接面談にてご報告させていただきますが、保護者の状況によってご相談に応じます。

☆その他ご不明な点があれば、お気軽にお問合せください。

○ 問い合わせ先

門真市立こども発達支援センター 地域支援グループ

〒571-0025 大阪府門真市大字北島546番地

TEL:(072)800-7701 (受付時間：9:00~17:00(平日のみ))

訪問支援員：寺尾、大江

門真市立こども発達支援センター

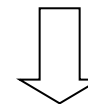
保育所等訪問支援事業



○保育所や幼稚園・学校等の集団場面で、

このようなことはありませんか？

- 友だちとうまく遊べない
 - じっとできず、よく動く
 - 授業に集中できていない
 - 園や学校へ行きたがらない
 - 集団から離れての一人遊びが多い
 - 活動間の切り替えができてにくい
 - 制作が苦手
- など



市内の保育所・幼稚園、小学校、中学校等に通う「発達の気になるお子さん」を対象に、楽しく集団生活ができるよう、訪問支援員が各所属先を訪問してサポートを行います。

☆保育所等訪問支援事業とは

児童福祉法に基づいて行う療育サービスです。

お子さんが、所属先（保育所や幼稚園、学校等）での集団生活に適應できるよう、所属先に訪問し支援を行います。お子さんの様子の観察や所属先の担任の先生や担当者との話し合いを行いながら、お子さんにあった支援方法を考えていきます。

訪問の頻度やスタッフについて

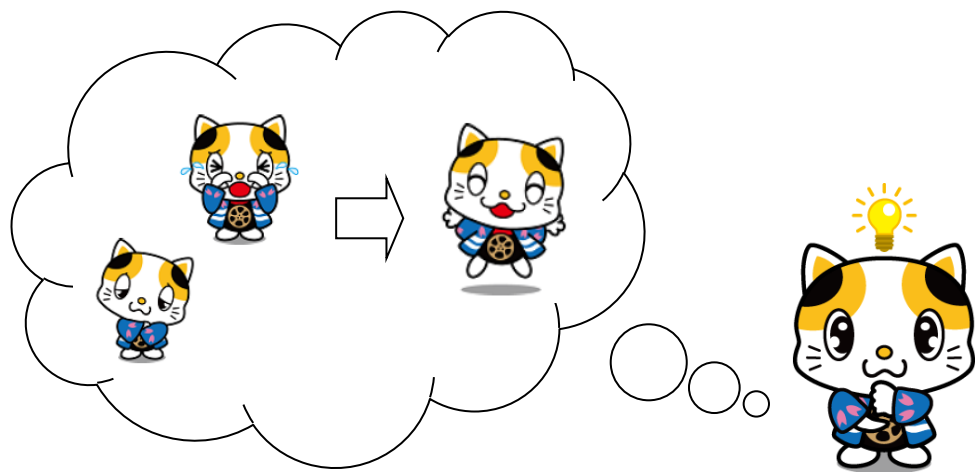
担当の訪問支援員が基本となり、月に1～2回程度訪問します（お子さんの様子のよっては訪問先との相談で異なる場合があります）。

お子さんの状況に応じて、保育士、作業療法士、言語聴覚士等が訪問に加わったり、訪問の頻度が異なったりする場合があります。

費用について

利用契約後、1回の利用者負担額は、およそ2,000円程度になります。

（ご家庭の所得に応じて負担上限月額が定められています。）



☆ご利用の流れ

① 訪問支援員に利用について相談

↓ センターに来所していただき、訪問支援に関わる手続きの説明をします。

② 訪問支援員と面談

↓ 所属先にご家族から保育所等訪問支援の利用希望を伝えていただいた後、センターにお子様と来所していただき相談内容をお伺いします。（※要事前予約）

③ 訪問支援員が保育所等の所属先へ訪問（アセスメント訪問）

1～2か月程度

↓ 訪問支援員が保育所等に訪問し、お子さんの様子を観察し、所属先の担任や担当者と課題を共有します。訪問後には、保護者に様子をご報告させていただきます。

④ 個別支援計画を提示／必要書類への記入

↓ 訪問支援員が個別支援計画を作成し、保護者と面談を行い、支援計画の内容についてお話をさせていただきます。

⑤ 受給者証の申請手続き（→障がい福祉課へ）

※受給者証の発行には1か月程かかります

⑥ 利用契約

⑦ 訪問支援開始

訪問支援員が所属先に訪問し、お子さんの様子の観察および担任や担当者への相談・アドバイス等を行います。支援は個別支援計画に基づいて行います。訪問後には、保護者にお子さんの様子や支援方法についてご報告します。

⑧ モニタリング

年度の終わりには、訪問支援の達成状況の確認を行います。

※申し込みから早くても3か月後くらいに契約となります。

※詳しい流れにつきましては、その都度、訪問支援員がご説明します。

※事前訪問の結果、所属先で必要な支援が行われている場合等には、利用の保留をさせていただく可能性もあります。